

大気汚染防止法改正の概要

豊田市環境保全課

説明会の目的



〇大気汚染防止法

目的:事業活動並びに**建築物等の解体等**に伴うばい煙や粉じんの排出等を規制し、 国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること



令和3年4月から改正大気汚染防止法が施行され、 建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策規制が強化

〇大気汚染防止法で使われる用語

特定粉じん:石綿

特定建築材料:石綿を含む建築材料

特定粉じん排出等作業: 特定建築材料が使われている建物の解体・改修又は改造する

作業のうち、特定粉じんが大気汚染の原因となるもの

本日の説明内容



- 〇 石綿と大気汚染防止法の概要
- 〇 大気汚染防止法の改正内容
- 〇 改正前後の比較

O まとめ

P11~

P4~

P38~

P41~

石綿と大気汚染防止法の概要

石綿(アスベスト)とは

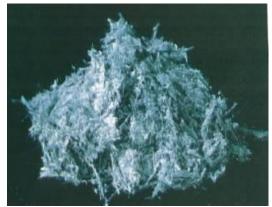


- 〇天然に生成した非常に細い鉱物繊維(髪の毛の1/5,000程度)
- ○熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくい特性を持っています。
- 〇防火目的で建物の建築材料や摩擦材、断熱材として広く使用されてきました。

クロシドライト(青石綿)

アモサイト(茶石綿)

クリソタイル(白石綿)







出典: THE ASBESTOS/せきめん読本(1996年日本石綿協会)

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがあります。

石綿が使われている様々な建築材料



吹付け石綿



石綿含有保温材



石綿含有窯業系 石綿含有住宅屋根用 石綿含有けい酸カルシウム板 サイディング 化粧用スレート 第1種 石綿含有せっこうボード 石綿含有壁紙 石綿含有けい酸カルシウム板 第1種 石綿含有せっこうボード

石綿含有ビニル床シート。

石綿による社会問題



- 〇石綿を吸入することで生じる疾患に中皮腫、肺がんがあります。
- 〇石綿を吸ってから発症するまで長い年月がかかります。
- 〇中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約3倍に増加しています。
- ○広範囲に石綿が飛散し、労働者以外にも健康被害が生じた事例があります。 例: クボタショック、近鉄アスベスト訴訟、文京区さしがや保育園工事など

建物に使われていた石綿の飛散を防止するための規制



- 〇石綿による健康被害が問題となり、平成18年9月1日以降、建築材料に新た に石綿が使われることは禁止されました。
- 〇ただし、建物からすぐに石綿を取り除かなくてはいけない決まりはありません。
- 〇建物に使われていた石綿の飛散を防ぐため、様々な法律による規制があります。

建築基準法

゙゚労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)

大気汚染防止法

´建設工事に係る資材の ` 再資源化等に関する法律 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律

大気汚染防止法の石綿規制



①工場や事業場に設置されている施設から石綿が飛散することに対する規制

特定粉じん発生施設

(例:ブレーキパッド工場、建材製造メーカー)

工場の敷地境界で守る石綿濃度が定められています。

平成19年に日本国内の特定粉じん発生施設は全て廃止されました。

②建物や工作物の解体・改修工事時に石綿が飛散することに対する規制

石綿を含む建築物の種類によって作業方法や届出義務が定められています。

大気汚染防止法の石綿規制の歴史



〇大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の推移

- ・平成8年 <u>吹付け石綿</u>が使用された建築物の一定規模以上の<u>解体等工事に係る届出</u>、<u>作業基</u> <u>準の遵守</u>等を義務付け
- ・平成18年 石綿を含有する<u>断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加</u>、規制対象の解 体等工事の規模要件を撤廃、特定建築材料が使用されている<u>工作物</u>の解体工事に ついても届出、作業基準の遵守等を義務付け
- ・平成25年 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更、<u>解体工事</u> 前の調査の実施・調査結果の説明、<u>報告及び検査の対象拡大</u>等、規制を強化

令和10年頃をピークに、建築物の解体工事は年々増加していく見込み

大気汚染防止法の改正内容

今までの石綿飛散防止対策



○対象は「吹付け石綿(レベル1)」と 「石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)」

・レベル3建材についてはマニュアルで除去方法などを明確化

○受注者は解体等工事の前に、規制対象の石綿含有建材(特定建築材料)の 有無の調査(事前調査)を行う。

〇特定建築材料が使用されている場合は、解体等工事の発注者が都道府県等に 届出を行った上で、解体等工事の施工者が作業基準を遵守して除去等を実施

作業基準に違反している場合は行政から作業基準適合命令を受け、命令違反の場合は罰則が適用

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年に公布されました



〇新たな課題に対応するため大きく4つの改正が行われました

<課題①>

飛散性が低いと言われている建材でも不適切な除去が行われると石綿が飛散してしまう



<改正(1)>

法律の規制対象が全ての石綿含有建材に 広がりました

<課題②>

工事前の事前調査で石綿が見落とされていた



<改正②>

事前調査の方法が法律で定められ、 石綿の知識を持った有資格者の調査が 義務付けられました

<課題③>

短期間の工事では不適切な除去を行っていても 行政処分を受ける前に工事が終わってしまい罰 則が適用されない



<改正③>

飛散性が高い石綿を不適切に除去した場合は直接罰が適用されます

<課題④>

工事が終わったのに石綿が取り残されている



<改正④>

作業終了時の確認や作業記録の作成・保管が義務付けられました

直接罰



直接罰とは・・・

違法行為に対して、即座に適用される罰則

間接罰とは・・・

違法行為に対して、まず行政指導や勧告、命令を行い、 その命令等に違反があった場合に、 それを理由として適用される罰則

今回の法改正により、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る特定粉じん排出等作業(レベル1及び2建材該当)で、除去作業に係る措置及び方法に違反した場合には、直接罰(3月以下の懲役または30万円以下の罰金)の対象となります。

改正後の解体等工事に係る規制概要

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温 材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

発注

<凡例>

青枠:現行制度 赤枠:改正

※2 特定工事:特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

事前調査(特定建築材料※1の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし 特定建築材料 (レベル1~3) あり = 特定工事※2に該当

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

_特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

解体等工事

- 記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
- 市への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17)

特定粉じん排出等作業

除去等の措置し作業基準の遵守

(元請・ 下請。の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

(元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項)

報告義務違反 虚偽報告

届出義務違反 (第34条第1項第1号)

計画変更命令 (第18条の18)

命令違反

(第33条の2第1項第2号)

除去等措置違反 第34条第3号

作業基準適合命令等 (第18条の21)

命令違反

(第33条の2第1項第2号)

15

全ての石綿含有建材が法で規制される特定建築材料になります





〇レベル3建材の除去作業等について法律で規制されるようになりました

	届出、作業基準遵守等を義務付け		新たに規制対象に追加
レベルの分類 ※	レベル1 レベル2		レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材·保温材·耐火被 覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所 の例	梁、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の 天井壁等の吸音、結露防止用 の吹付け材	②建築物の柱、梁、壁等に耐火 被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用 断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張付け②屋根材として石綿スレート 屋根材が石綿含有スレート板

建設業労働災害防止協会資料及び「目で見るアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

[※] レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>

青枠:現行制度 赤枠:改正

事前調査(特定建築材料の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり=特定工事に該当

特定建築材料

(レベル3のみ) あり

特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ·記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
- ·市への報告(元請·自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

ままり 作業基準の遵守

(元請・ 下請・の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の**記録の作成・保存** (元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

(元請・自王施工者)(第18条の23第1項・第2項) 作業終了後の**発注者への報告・**報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項) 報告義務違反 虚偽報告 第35条第4号

届出義務違反 (第34条第1項第1号)

計画変更命令 (第18条の18)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

除去等措置違反 第34条第3号

作業基準適合命令等(第18条の21)

命令違反

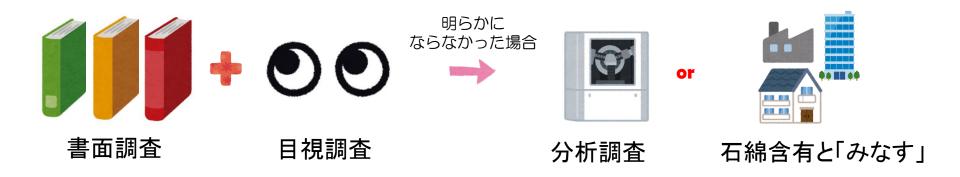
(第33条の2第1項第2号

17

事前調査の方法が法律で定められました



○事前調査の方法



- ・調査は書面調査(建物の構造、建築年月日など)、目視調査(現地で実際に建材を確認) を行い、目視で石綿含有か判断できない場合は分析調査を行います。
- 目視で判断できない建材を全て石綿含有建材とみなす場合は、分析調査を省略できます。
- ・平成18年9月1日以降に工事着手された建物は目視調査と分析調査が省略できます。 工事着手年月日の確認は調査に必要な資格を取得していなくても行うことができます。

事前調査を行う必要な知識を有する者の制度が定められました



〇建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります 建築物石綿含有建材調査者による調査は、令和5年10月1日から義務化されます。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)
- ④(一社)日本アスベスト調査診断協会の登録者(義務付け適用前の登録に限る。)
- 義務付けの前でも、事前調査はできる限り有資格者が行ってください。
- ・建築物石綿含有建材調査者資格は、(一財)日本環境衛生センター、(一社)環境科学対策センター 等が開催する講習を受講することで取得できます。詳しくは厚生労働省のホームページに掲載の登録 講習機関をご覧ください。

改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>

青枠:現行制度 赤枠:改正

事前調査(特定建築材料の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり=特定工事に該当

特定建築材料

(レベル3のみ) あり

特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ·記録の作成·保存(元請·自主施工者)(第18条の15第3項·第4項)
- ・市への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

法等の措置に業基準の遵守

(元請・ 下請・の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の**発注者への報告・**報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項) 報告義務違反 虚偽報告 第35条第4号

届出義務違反 (第34条第1項第1号)

計画変更命令 (第18条の18)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

除去等措置違反 第34条第3号

作業基準適合命令等 (第18条の21)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

20

事前調査に関する記録の作成と保管が義務付けられました







事前調査結果を 書面で報告









発注者から届出

- 〇事前調査が終わったら元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの 記録を作成します。
- 〇元請業者が事前調査結果を発注者に報告する時は、**書面で報告**を行ってください。
- 〇元請業者は事前調査に関する記録、事前調査結果の写しを工事終了後3年間保管します。

工事現場には必要書類の備置きと調査結果などの掲示が必要です



- 種類を問わず特定建築材料が使われていることがわかった場合は作業計画を作成します。
- ・工事現場には作業計画書、調査結果の記録を備え置き、工事施工者が誰でも見られるような状態にしておきます。
- ・A3以上の用紙で①事前調査結果、②特定建築材料が使われていた場合は特定粉じん 排出等作業の内容を公衆の見やすい位置に掲示します。

<掲示の例>

である。 は、 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	THE POSTED IN				
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ↩					
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号の規定による事前調査結果の報告準、労働安全衛生法第88条第3					
項(労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。↩					
石綿障害予防規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第 2 号の規定により、解体等の作業及び建築物の4					
_ 特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。↩					
事業場の名称:○○○○解体工事作業所。	4				
届出先及び√ 東京○○√ 労働基準監督署√ 今和○○年○○月○○E	発注者または自主施工者₽				
届出年月日₽ 東京 ィ都・ 道・府・県 ◆ ○○市 <mark>西</mark> 令和○○年○○月○○[氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)↩				
調査終了單月日←					
看 板 表 示 日↩	341±州↔ 34 東京都○○区○-○↔				
間査方法の概要(調査箇所)→	元請業者(工事の施工者かつ調査者)√				
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査↔	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)₽				
【調査箇所】建築物全体(1階~4階)→	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○↩				
※改修の場合は、改修を実施するために調査した箇所を記載する。↩	₽				
(例)1階機械室(改修工事対象場所)→					
	(中所↩				
調査である。 「石線含有あり」↓	東京都○○区○-○↩				
1階 機械室 吹き付け石綿 クリンタイル←	現場責任者氏名₄│○○○○□				
1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)←	連絡場所 TEL+ O3-×××-×××+				
エレベーターシャフト 吹き付け石綿 クリンタイルゼ	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。↩				
【石綿含有なし】← 1~4階 トイレ内PS 保温材◎←					
1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ 他④⑤	調査を行った者(分析等の実施者)や 氏名又は名称や				
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法₽	事前調査・試料採取を実施した者←				
石柳含有速材(特定建築材料)の処理方法。 際玉 囲い込み・ 封じ込め・ その他。	①特定建築物石綿含有建材調査者→○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○→				
機種・型式・設置数。 ・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台。	分析を実施した者↩				
L	②○○環境分析センターゼ				
排 排 類 能力(m²/min)。 ○○m²/min(1時間あたりの換 気回数 4回以上)。	氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇				
排 排 換 動 排 表 能 力 (m / m in) 。 ○ ○ m * / m in (1 時間 あたりの 換 系 回 数 4 回 以 上) 。	住所↩				
■ 使用するフィルタの種類及びその 集じん効果(%)。 HEPAフィルタニ・補修効率:99,97%・粒子径:0.3 μ m.,	①東京都○○区○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○				
. 汨恕用菜次·〇〇〇〇 . 国化用菜次·〇〇〇〇	その他事項。				
使用する資材及びその種類。 ・隔離用シート(厚さ床Omm、その他Omm)・接着テープ等。	調査結果の概要の石綿含有なしに記載の数字は、以下を判断根				
その他の石錦(特定粉じん)の。 (例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法性	1. 拠を表す。				
排出又は飛散の抑制方法。 (例)・振状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法注意。	①目視 ②設計図書 ②分析 ④材料製造者による証明。				
備考:その他の条例等の届出年月日↓	の材料の製造年月日。				
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)→					

无结今有吃付け材。无结今有保温材等小除主等太今小佐業/民山社免\記入6L ※提示サイプは/構 490mm 以上。従 907mm 以上

<掲示の内容> 作業期間 届出年月日、届出先 調査終了年月日 解体等工事の元請業者の名称 調査方法 調査結果 調査を行った者の氏名など 作業方法

<掲示の例(届出対象工事ではない場合)>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm以上、縦 297mm以上). 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 本工事は、石線障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号の規定による事前調査結果の報告を行っております。準→ 石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の↩ 特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。↩ 事業場の名称:○○○○解体工事作業所₽ 発注者または自主施工者₽ 調 査 終 了 年 月 日↩ 令和○○年○○月○○日~ 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)』 ○○○○□発(株)代表取締役社長○○○○○ 示 表 令和○○年○○月○○日~ 住所↩ 解体等工事期間~ 令和○○年○○月○○日◆~ 令和○○年○○月○○日◆ 東京都○○区○-○↩ 石韻除去(特定約じん排出)作業等の作業期間↩ | 令和○○年○○月○○日〈~〈 令和〇〇年〇〇月〇〇日 調査方法の概要(調査箇所)↓ 元請業者(工事の施工者かつ調査者)₽ 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査↩ 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)4 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)→ ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○↓ 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)↩ 住所↩ 【石綿含有あり】↩ 現場責任者氏名↩○○○○ 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイルー 1階 軒天 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種 クリソタイル・ 連絡場所 TEL→ O3-×××-×××→ 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル グリソタイル→ ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイルゼ 【石綿含有なし】↩ 調査を行った者(分析等の実施者)₽ 1階 倉庫 吹付けロックウール ③↩ 氏名又は名称む 1~3階 床:ビニル床シートの、壁:けい酸カルシウム板第1種:@ 天井:岩綿吸音板③ 他@⑤↩ 石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法₽ 事前調査・試料採取を実施した者↩ ⊕般建築物石綿含有建材調査者 石綿含有連材 [特定連纂材料]の処理方法。 除去するの他。 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○4 石錦含有成形板等。 分析を実施した者↩ (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しなが ②○○環境分析センター ゼ らパール等で除去を行う。石錦含有ケイ酸カルシウム板第1種は作業場を養生 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石錦含有仕上塗材。 住所↩ (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を ①東京都○○区○-○-②埼玉県○○市○○ - ○ - ○ 湿潤用菜液:〇〇〇〇・剥離剤:〇〇〇〇。 その他事項。 ・義生用シート(厚さ: Omm)・接着テープ 等っ 調査結果の概要の石錦含有なしに記載の数字は、以下を判断根 使 用 する姿 材 及 びその種 類。 拠を表す。 ①目視 ②設計図書 ②分析 ④材料製造者による証明。 の材料の製造年月日。 備考:その他の条例等の届出年月日↩ ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)→

- 注)工事に係る部分の床面積の合計が 80m2以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修工事等の場合。

事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。

また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。

一定の規模を満たす工事は調査結果の報告が義務付けられました





〇石綿含有建材の使用有無に関わらず報告が義務付けられます



解体工事 床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事 請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事 請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む。) ※環境大臣が定めるものに限る

<環境大臣が定める工作物の種類>

- •反応槽
- •加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- •焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)

- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- •変電設備
- •配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- •遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

元請業者が電子システムで調査結果を報告します

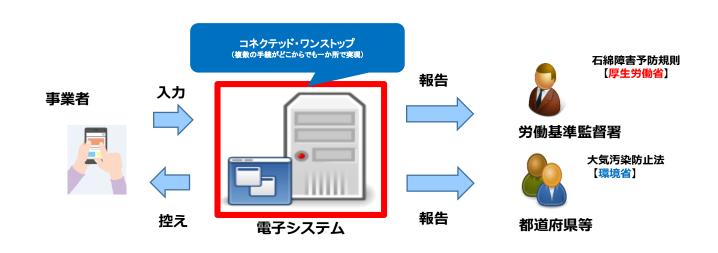


〇報告の内容

事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類などが予定されています。

〇報告の方法

- 環境省と厚生労働省が連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備しています。
- ・原則として電子による報告となります。システムの使用が困難な場合には、紙の報告書による報告も可能です。



改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>

青枠:現行制度 赤枠:改正

事前調査(特定建築材料の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり=特定工事に該当

特定建築材料

(レベル3のみ) あり

特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ·記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
- 市への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17) 届出義務違反

報告義務違反

第35条第4号

計画変更命令 (第18条の18)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

除去等措置違反 第34条第3号

作業基準適合命令等 (第18条の21)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

解体等工事

特定粉じん排出等作業

去等の措置を業基準の遵守

(元請・ 下請・の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の**記録の作成・保存** (元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の**発注者への報告・**報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項) 26

発注者は特定建築材料の種類によって事前に作業届出をします



〇特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料の 解体・改修工事を行う時

- ・吹付け石綿(いわゆるレベル1建材)
- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(いわゆるレベル2建材)



発注者は、解体等工事を開始する14日前までに 市へ作業について届出します。



届出の作業方法が作業基準に適合しないと市が認める時は、届出受理から 14日以内に計画変更命令を受けることがあります。

法改正によって届出が不要になった特定建築材料があります



〇石綿含有仕上塗材の除去を行うとき

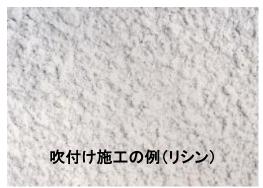
<改正前>

吹付け工法による石綿含有仕上塗材はレベル1に該当し、事前の届出が必要



<改正後>

施工方法に関わらず届出は不要







出典:日本建築仕上材工業会

http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html

※ただし吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトはレベル1に該当するため届出が必要です。

改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

青枠:現行制度 赤枠:改正

事前調査(特定建築材料の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

- 記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
- 市への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17)

報告義務違反

第35条第4号

除去等措置違反 第34条第3号

解体等工事

特定粉じん排出等作業

作業基準の遵守

(元請・ 下請。の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存 (元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項)

29

新たにレベル3建材の作業基準が新設されました



〇石綿含有成形板等 石綿含有けい酸カルシウム板第1種

- 切断、破砕することなくそのまま建築 物等から取り外すこと
- ・除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること



原形のまま取り外す例

〇石綿含有仕上塗材

- ・除去する石綿含有仕上塗材を 薬液等(水を含む。)で湿潤化すること
- ・電気グラインダーその他の電動工具を 用いて除去(P32参照)
- ・除去後、作業場内の特定粉じんを清掃 すること

建物の倒壊のおそれや建材の劣化による特別の理由がなくレベル3建材を切断・破砕すると行政処分を受けることがあります

どうしてもレベル3建材の切断、破砕が必要な場合の措置



〇除去する建材を湿潤化します

石綿含有成形板等、石綿含有けい酸カルシウム板第1種ともに水や薬剤で 湿潤化してから作業します。



湿潤化の例(散水)

〇除去する建材のまわりをシート等で養生します

石綿含有けい酸カルシウム板第1種の切断、破砕を行うときは、湿潤化に加えて、 除去する建材の周辺をシートで養生する作業が必要です。



作業の状況
(養生内で湿潤化後手作業で除去)

石綿含有仕上塗材のその他の作業基準



○電動グラインダーその他の電動工具を用いて除去する時

除去を行う部分の周辺を事前に養生と湿潤化を行います。

○湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置を講じる時

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法が考えられます。

- ※十分な集じん機能を有することを判断するための要件
- 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、 作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm3(150 本/リットル)を下回ることが示されていること



レベル1、レベル2建材の不適切除去に直接罰が設けられました



〇レベル1、レベル2建材を不適切な工法で除去した場合は直接罰の対象になります

直接罰が適用になるのは、写真・イラストの方法以外で除去を行った場合です。



そのまま取り外す方法



隔離+集じん・排気装置を使用する方法



隔離+集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法



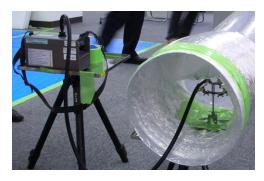
封じ込め又は囲い込み

除去等の措置の義務違反:3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

レベル1、レベル2建材の作業基準が追加されました



- 〇新たな作業基準が2つ加えられました。
- (1)集じん・排気装置が正常に稼働しているか確認すること 作業開始前と比較して隔離場外の粉じん濃度が上昇していないことを確認します。



集じん・排気装置が正常に稼働していることの 確認方法の例(粉じん計による確認)

(2)作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認すること 作業開始前や作業中断時には作業場内が負圧になっていることを確認します。



前室が負圧に保たれていることの確認方法の例4 (スモークテスターによる気流の確認)

作業基準は元請業者だけでなく下請人にも適用されます



〇作業基準は下請人も遵守しなくてはいけません。



〇元請業者は下請人が作業基準を遵守できるよう、下請費を適正に負担する 配慮や作業方法について説明を行わなくてはいけません。

〇元請業者、下請業者はそれぞれ役割に応じて作業中の記録を作成し、工事が終了するまでの期間保管しなくてはいけません。

〇元請業者が下請人に対して適切な指導をしておらず下請人が作業基準に 違反した作業を行っていた場合、<u>元請業者が作業基準適合命令を受けること</u> <u>があります。</u>

改正後の解体等工事に係る規制概要

発注

<凡例>

青枠:現行制度 赤枠:改正

事前調査(特定建築材料の使用有無の調査)(元請又は自主施行者)(第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり=特定工事に該当

特定建築材料

(レベル3のみ) あり

特定建築材料(レベル1・2)あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明(元請)(第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ·記録の作成・保存(元請・自主施工者)(第18条の15第3項・第4項)
- 市への報告(元請・自主施工者)(第18条の15第6項)

下請負人への説明(元請)(第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示(元請・自主施工者)(第18条の15第5項)

市への作業実施の届出 (発注者・自主施工者)(第18 条の17)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

ままり 作業基準の遵守

(元請・ 下請 の19・18条の20)

特定粉じん排出等作業の**記録の作成・保存** (元請・自主施工者)(第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の**発注者への報告・**報告書面の保存(元請)(第 18条の23第1項) 報告義務違反 虚偽報告 第35条第4号

届出義務違反 (第34条第1項第1号)

計画変更命令 (第18条の18)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

除去等措置違反 第34条第3号

作業基準適合命令等(第18条の21)

命令違反

(第33条の2第1項第2号

36

作業後の清掃と作業完了の確認が義務付けられます



〇作業完了後には**必要な知識を有する者が作業の完了を確認**しなくてはいけません。

必要な知識を有する者



事前調査を行った者(建築物)

石綿作業主任者(建築物・工作物)

完了の確認内容



石綿の取り残しがないこと

〇床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃を 行います。



高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃

〇元請業者から作業が完了したことを発注者に**書面で報告** します。

〇元請業者は作業記録、発注者への報告書面の写しを工事終了後3年間保 管します。

改正前後の比較

特定粉じん排出作業 改正前後の比較



	改正前(~令和3年3月31日)	改正後(令和3年4月1日~)
調査の内容	規定なし	書面調査+目視調査 不明な場合は分析調査
調査実施者	規定なし	知見を有するものを活用 (<u>令和5年10月1日~</u>)
調査結果の 国への報告	規定なし	解体面積、請負金額など一定の条件 を満たした工事(<u>令和4年4月1日~</u>)
作業基準の適用	レベル1(吹付け石綿) レベル2(断熱材、保温材)	全ての石綿含有建築材料
作業届出の要否	レベル1、レベル2建材を使用 した建築物の解体、補修、改造 工事	レベル1、レベル2建材を使用した 建築物の解体、補修、改造工事 レベル3建材のみは作業届出不要
作業基準	レベル1、レベル2は隔離養生	レベル1、レベル2は隔離養生 レベル3は切断、破砕を伴わない取 り外し
作業完了時	規定なし	知見を有するものによる完了の確認
調査結果、 作業記録の保管	規定なし	元請業者は写しを工事終了から3年 間保管

特定粉じん排出作業 発注者と元請業者の責務



	発注者の責務	元請業者の責務
事前調査の実施	適正費用の負担等調査へ の協力	0
発注者への調査結果説明		0
調査結果の保存	元請業者から調査結果の 報告	〇(写しを保存)
一定規模以上の工事の調査結 果報告		0
特定粉じん排出等作業実施届 出書の提出	0	
事前調査結果の控えの備え置き		0
作業基準の遵守	遵守を妨げない配慮	0
作業期間内の作業内容の記録		0
隔離解除前の確認		0
発注者への作業結果の報告	元請業者から作業結果の 報告	〇(写しを保存)

まとめ

本日の説明内容のポイント



- ① 全ての石綿含有建材が規制対象
- ② 事前調査方法の法定化
- ③ 事前調査及び作業に関する記録の作成・保存の義務付け
- ④ 作業基準遵守義務の対象拡大
- ⑤ 罰則の強化・対象拡大
- ⑥ 事前調査結果の報告(令和4年4月1日施行)
- ⑦ 有資格者による事前調査(令和5年10月1日施行)

参考資料など



〇環境省 改正大気汚染防止法について

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

〇建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

〇厚生労働省 登録講習機関

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

問合せ先 豊田市環境部環境保全課

TEL: 0565-34-6628

E-mail: k_hozen@city.toyota.aichi.jp